

令和2年11月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和2年11月17日 開会

令和2年11月17日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和2年
11月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月17日(火)	
○開 会	6
○開 議	6
○議席の指定	6
○議員の自己紹介	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議事日程の報告	8
○諸般の報告	8
○行政報告	8
○議案第20号～議案第27号の上程、説明	10
○一般質問	15
11番 菅野博子議員	15
6番 村田裕子議員	20
4番 山中敏正議員	23
2番 諏訪三津枝議員	28
15番 諏訪善一良議員	31
○議案第20号の質疑、討論、採決	42
○議案第21号の質疑、討論、採決	43
○議案第22号の質疑、討論、採決	43
○議案第23号の質疑、討論、採決	44
○議案第24号の質疑、討論、採決	45
○議案第25号、議案第26号の質疑、討論、採決	46
○議案第27号の質疑、討論、採決	53
○管理者のあいさつ	54
○閉 会	54



署名議員	5 5
參考資料	
議決結果一覽表	5 7

埼玉県央広域事務組合告示第17号

令和2年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月10日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

- 1 期 日 令和2年11月17日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15名

1 番	市ノ川 徳 宏 議員	2 番	諏 訪 三津枝 議員
3 番	坂 本 国 広 議員	4 番	山 中 敏 正 議員
5 番	岡 野 千枝子 議員	6 番	村 田 裕 子 議員
7 番	岡 村 有 正 議員	8 番	潮 田 幸 子 議員
9 番	織 田 京 子 議員	10 番	秋 谷 修 議員
11 番	菅 野 博 子 議員	12 番	保 坂 輝 雄 議員
13 番	新 島 光 明 議員	14 番	日 高 英 城 議員
15 番	諏 訪 善一良 議員		

○ 不 応 招 議 員 なし

令和2年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和2年11月17日（火曜日）

議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 行政報告
- 6 議案第20号から議案第27号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第20号の質疑、討論、採決
- 9 議案第21号の質疑、討論、採決
- 10 議案第22号の質疑、討論、採決
- 11 議案第23号の質疑、討論、採決
- 12 議案第24号の質疑、討論、採決
- 13 議案第25号、議案第26号の質疑、討論、採決
- 14 議案第27号の質疑、討論、採決
- 15 管理者のあいさつ
- 16 閉 会

○出席議員 15名

1番	市ノ川 徳 宏	議員	2番	諏 訪 三津枝	議員
3番	坂 本 国 広	議員	4番	山 中 敏 正	議員
5番	岡 野 千枝子	議員	6番	村 田 裕 子	議員
7番	岡 村 有 正	議員	8番	潮 田 幸 子	議員
9番	織 田 京 子	議員	10番	秋 谷 修	議員
11番	菅 野 博 子	議員	12番	保 坂 輝 雄	議員
13番	新 島 光 明	議員	14番	日 高 英 城	議員
15番	諏 訪 善一良	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	原 口 和 久
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	三 宮 幸 雄
代表監査委員	尾 崎 憲 一
会 計 管 理 者	大 塚 泰 史
参 事	春 山 一 雄
消 防 長	新 井 正
本 部 次 長	黒 沼 浩 二
本 部 次 長	黒 沢 高 志
鴻巣消防署長	佐 藤 浩 一
桶川消防署長	石 川 岩 文
北本消防署長	金 子 誠
消防総務課長	千 村 茂
予 防 課 長	卯 月 光 弘
警 防 課 長	森 正 幸
救 急 課 長	岡 田 正 夫
指 令 課 長	小 林 正 士
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	田 中 啓 文

○本会議に出席した事務局職員

書
書

記
記

島 田 英 樹
千 葉 昌 子

書
書

記
記

新 井 健 司
柳 澤 宏

(開会 午前 9時05分)

◎ 開会の宣告

日高英城議長 ただいまから令和2年11月埼玉県中央広域事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、新島議員より遅参する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開議の宣告

日高英城議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の指定

日高英城議長 日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、私よりご指定いたします。

鴻巣市から選出されました織田京子議員の議席につきましては、ただいまご着席になっている席を議席と指定いたします。

◎ 議員の自己紹介

日高英城議長 ここで、鴻巣市選出議員の異動により、鴻巣市選出の金澤孝太郎議員に代わりまして、織田京子議員が本議会の議員に選出されましたので、ご報告いたします。

議員の皆様の中には、初対面の方もあろうかと思っておりますので、議席番号1番から順次、氏名、住所程度の自己紹介をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

1番 市ノ川徳宏議員 おはようございます。鴻巣市選出の市ノ川徳宏です。よろしくお願いいたします。

2番 諏訪三津枝議員 おはようございます。鴻巣市選出の諏訪三津枝でございます。赤見台に住んでおります。よろしくお願いいたします。

3番 坂本国広議員 おはようございます。鴻巣市選出の坂本国広です。よろしくお願いいたします。

4番 山中敏正議員 おはようございます。桶川市選出の山中敏正と申します。川田谷に住んでおります。よろしくお願いいたします。

5番 岡野千枝子議員 おはようございます。桶川市選出の岡野千枝子でございます。よろしくお願いいたします。

6番 村田裕子議員 おはようございます。北本市選出の村田裕子と申します。よろしくお願いいたします。

7番 岡村有正議員 おはようございます。北本市選出の岡村有正でございます。よろしくお願いいたします。

8番 潮田幸子議員 おはようございます。鴻巣市選出の潮田幸子でございます。

9番 織田京子議員 おはようございます。鴻巣市から新たに選出されてまいりました織田京子でございます。ここは15年ぶりに、15年前に5年ほどお世話になりました。とても何か懐かしい気持ちしております。どうぞよろしくお願いいたします。

10番 秋谷 修議員 おはようございます。鴻巣市の宮前在住でございます。鴻巣市選出議員の秋谷です。よろしくお願いいたします。

11番 菅野博子議員 おはようございます。鴻巣市選出の菅野博子でございます。よろしくお願いいたします。

12番 保坂輝雄議員 おはようございます。桶川市選出の保坂輝雄でございます。よろしくお願いいたします。

15番 諏訪善一良議員 北本市選出の諏訪善一良でございます。よろしくお願いいたします。

日高英城議長 改めまして、おはようございます。北本市選出の日高英城と申します。よろしくお願いいたします。

以上で議員の自己紹介を終わりにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時08分)

_____ ◇ _____

(開議 午前 9時09分)

日高英城議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 会議録署名議員の指名

日高英城議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。

6番、村田裕子議員、10番、秋谷修議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎ 会 期 の 決 定

日高英城議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、11月17日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 ご異議ないものと認めます。

よって、会期は11月17日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

日高英城議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 諸般の報告

日高英城議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和元年度及び令和2年度の5月分、令和2年6月分、7月分及び8月分の例月出納検査結果報告書並びに定例監査報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告させます。

島田書記。

〔書記朗読〕

日高英城議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

◎ 行政報告

日高英城議長 日程第5、行政報告を行います。

春山参事から行政報告を求めます。

春山参事。

〔春山一雄参事登壇〕

春山一雄参事 改めまして、おはようございます。それでは、令和2年7月議会定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してご報告申し上げます。7月の定例会終了後に報告させていただいた消防指令業務共同運用についてでございますが、任意の協議会及び消防本部内の検討委員会において検討し、法定協議会に参加しないことといたしました。

次に、消防本部敷地の用地買収についてでございますが、国土交通省関東地方整備局から上尾道路2期区間工事に伴い、国道17号箕田交差点を拡幅するため、消防本部の敷地の西側、幅約5メートル、長さ約100メートルの用地を買収したいとの申出がありました。今年度中に用地測量、物件調査等を行う予定となっております。

次に、北本東分署敷地の用地買収についてでございますが、埼玉県土整備事務所から、北本東分署前を通る県道下石戸上菖蒲線沿いの歩道拡張工事を行うため、北本東分署の敷地の南側、幅約1.8メートル、長さ約40メートルの用地を買収したいとの申出がありました。今年度中に用地測量、物件調査などを行い、埼玉県と契約を締結する予定となっております。

次に、令和2年5月臨時会で議決をいただいた北本消防署庁舎大規模改修工事についてでございますが、10月末の進捗率は67.0%で、令和3年3月の完成に向けておおむね順調に進んでおります。

次に、熱中症による救急搬送人員についてでございますが、本年4月29日から10月4日までの約5か月間の熱中症による救急搬送人員は174名で、昨年同時期と比較すると4名減少しました。なお、亡くなられた方はおりませんでした。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送状況についてでございますが、当消防本部で救急搬送した事案は、管内住民が5名及び管外住民が2名の合計7名となっており、7月定例会の報告から3名の増加となっております。

次に、九都県市合同防災訓練への参加についてでございますが、11月1日日曜に川口市SKIPシティなどを開場にして開催され、東京湾北部で発生した地震に起因する大規模災害を想定した訓練に、当消防本部から桶川消防署救助小隊1隊5名が参加しました。

次に、20人乗りの高機能救命ボートの無償貸与についてでございますが、総務省消防庁の緊急消防援助隊に係る無償使用車両などとして貸与が決定し、令和3年2月に納品されることとなりました。令和3年4月から緊急消防援助隊で使用するほか、当消防本部管内で発生した水害などで使用することとなります。

続きまして、県央みずほ斎場に関してご報告申し上げます。県央みずほ斎場の電力会社についてでございますが、10月1日から変更となり、年間約400万円の削減が図られる予定です。

次に、県央みずほ斎場予約システムについてでございますが、葬祭業者の利便性の向上や斎場業務の効率化を図るため、令和3年4月からの本運用を目指し、導入の準備を進めております。

次に、本年4月1日から10月31日までの7か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は合計1,493件で、前年度と比較して85件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約8.4件ございました。また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場

及び第2式場を合わせて327件で、前年度と比較して12件の減少となり、1日当たりの利用件数は約1.8件でございました。なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

◎ 議案第20号～議案第27号の上程、説明

日高英城議長 続きまして、日程第6、議案第20号から議案第27号までの8件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 本日ここに、令和2年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

今回ご提案申し上げました議案は7件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第20号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任についてでございます。本案は、監査委員、尾崎憲一さんの任期が令和2年11月30日をもちまして満了となりますので、後任として田口勉さんを選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会のご同意を求めるものです。田口さんにおかれましては、関東信越国税局調査査察部統括国税調査官、上田税務署長などを歴任され、現在は税理士としてご活躍されており、監査委員として適任であると考えましてご提案申し上げる次第であります。どうか慎重にご審議いただきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第21号 埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、本年10月7日付の令和2年人事院勧告において、期末手当を0.05月分引き下げることとされたことを踏まえ、特別職職員の期末手当につきましても年4.5月から年4.45月へと引き下げようとするものでございます。

次に、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。これは、地方自治法第244条の2の規定に基づき、県央みずほ斎場の次期指定管理者について、県央みずほ斎苑管理グループを指定しようとするものでございます。

次に、議案第23号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。これは、令和2年度における第2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ1億465万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,373万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入は鴻巣市から受け入れる交付税算入負担金の処理及び令和元年度決算の確定に伴う斎場特別会計からの繰入金及び繰越金の処理を行い、歳出は財政調整基金積立金を追加するものでございます。

次に、議案第24号 令和2年度埼玉県中央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）についてでございます。これは、令和2年度における第1回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,404万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、令和元年度決算の確定に伴う繰越金の処理などを行うものでございます。

次に、議案第25号 令和元年度埼玉県中央広域事務組合一般会計決算認定についてでございます。本決算につきましては、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

まず、歳入における収入済額の合計は39億4,368万9,482円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は38億8,937万1,882円となりまして、令和元年度に予定した施策は計画どおり執行することができました。なお、予算に対する執行率は98.6%であり、歳入歳出差引き残額は5,431万7,600円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は98.7%でございました。

次に、議案第26号 令和元年度埼玉県中央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてでございます。本決算につきましても、議案第25号と同様、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

まず、歳入における収入済額の合計は2億2,588万3,528円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は2億1,337万6,791円となりました。なお、予算に対する執行率は94.7%であり、歳入歳出差引き残額は1,250万6,737円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は96.0%でございました。

以上が、今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

日高英城議長 次に、議案第27号の提案理由の説明を求めます。

潮田幸子議員。

〔8番 潮田幸子議員登壇〕

8番 潮田幸子議員 ただいま上程いただきました議案第27号につきまして説明いたします。

この議案の提出者は、私潮田幸子、賛成者は諏訪善一良議員、秋谷修議員、山中敏正議員、岡野千枝子議員、村田裕子議員であります。

内容といたしましては、議案第21号と同様に、本年10月7日付の令和2年人事院勧告において期末手当を0.05月分引き下げることとされたことを踏まえ、議員の期末手当につきましても令和2年12月期分を2.20月に、令和3年6月期以降を2.225月とし、年間合計4.50月から4.45月に引き下げようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日高英城議長 次に、議案第21号から議案第26号の細部説明を求めます。

田中事務局長兼総務課長。

〔田中啓文事務局長兼総務課長登壇〕

田中啓文事務局長兼総務課長 それでは、議案第21号から議案第26号までの6議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第21号 埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

第1条は、特別職職員の12月期の期末手当を2.20月に引き下げ、6月期との年間合計を4.45月としたものでございます。

第2条につきましては、令和3年度以降の期末手当の支給月数を6月期及び12月期とも同一の割合とするものでございます。

次に、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在の県央みずほ斎場の指定管理者との協定期間が令和3年3月31日で満了することから、次期指定管理者について指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定につきましては、公募により申請のあった議案資料1の団体について、8月5日に一次審査、書類審査を、8月25日に二次審査、プレゼンテーション等を行った結果、議案資料2の評価表のとおり、現在の指定管理者である県央みずほ斎苑管理グループを候補者として選定いたしました。グループの代表者は、三重県四日市市にありますイージス・グループ有限責任事業組合で、構成員は埼玉県深谷市にあります東京ワックス株式会社でございます。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第23号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目2節組合市特別負担金の交付税算入負担金4,482万6,000円につきましては、鴻巣市に一括算入されます交付税のうち、当組合の一般会計分として受け入れるものでございます。

その下、7款2項1目1節斎場特別会計繰入金は、令和元年度斎場特別会計決算の確定によるもので、斎場特別会計より繰入れをするものでございます。

その下、8款1項1目1節繰越金は、令和元年度一般会計決算の確定によるものでございます。

10、11ページを御覧願います。歳出でございます。2款1項1目24節積立金は、歳入で説明申し上げました鴻巣市から受入れの交付税算入負担金及び令和元年度決算の確定により、財政調整基金に積み立てするものでございます。

次に、議案第24号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございますが、議案第22号の県央みずほ斎場指定管理者に係る指定管理料の期間と限度額を設定させていただくものでございます。

10、11ページをお開きください。歳入でございます。4款1項1目1節繰越金は、令和元年度決算の確定によるものでございます。

12、13ページを御覧願います。歳出でございます。1款1項1目27節繰出金は、決算の確定額を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第25号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について説明申し上げます。

初めに、歳入についてですが、決算書の8、9ページと決算報告書の14ページをお開きください。1款1項1目1節組合市負担金でございますが、この負担金につきましては共通経費と消防経費、斎場経費から成っております。共通経費は、消防と斎場業務に共通する経費であり、議会費、一般管理費等に係る経費の2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率に応じて各組合市から負担いただいております。消防経費は、各組合市の前年度の普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合により、斎場経費は各組合市の前年の10月1日現在の住民基本台帳登録人口による人口割合により負担いただいております。

次に、同ページの下段と決算報告書の15ページを御覧ください。3款1項1目1節消防費国庫補助金は、桶川消防署に配備しました災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び北本消防署に配備しました災害対応特殊救急自動車に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、決算書の10、11ページと決算報告書の16ページをお開きください。7款1項1目財政調整基金繰入金は、一般会計分1億9,122万6,224円と斎場特別会計分3,136万2,000円を財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2項1目1節斎場特別会計繰入金は、財政調整基金へ積立てを行うため、斎場特別会計から一般会計へ繰り入れたものでございます。

次に、決算書の12、13ページ下段と決算報告書の18ページをお開きください。10款1項1目1節消防債は、桶川消防署配備の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び北本消防署配備の災害対応特殊救急自動車の消防車両整備事業債、吹上分署の非常用自家発電装置整備事業債、消防緊急通信指令施設等更新機器整備事業債並びに北本消防署庁舎大規模改修工事整備事業債の合計でございま

す。

次に、歳出についてですが、決算書の16、17ページ中段と決算報告書の22ページ下段をお開きください。2款1項1目25節総務課積立金の財政調整基金積立金につきましては、一般会計分1億4,286万4,000円、斎場特別会計分953万5,000円、財政調整基金預金利子1万3,018円を積み立てたものでございます。

次に、決算書の20、21ページから23ページと決算報告書の26ページ下段をお開きください。3款1項1目常備消防費、消防総務課、人件費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金、補助及び交付金の埼玉縣市町村総合事務組合負担金を合計した人件費の総額は28億297万9,688円で、3款消費費合計額の約83.8%を占めております。

次に、決算書の22、23ページの下段と決算報告書の29ページをお開きください。庶務事業、22節補償、補填及び賠償金は、昨年7月の定例会で報告いたしました三連はしごが転倒し、駐車していた普通乗用車を破損させた件、本年2月の定例会で報告いたしました高規格救急自動車ガリードをつけていない相手方の犬と接触し、相手方の犬が損傷した件、昨年11月の定例会で報告いたしました水槽付消防ポンプ自動車が右折した際にブロック塀を破損させた件及び本年5月の臨時会で報告いたしました救急出動中の高規格救急自動車が進路変更した際に、相手方の普通自動車を破損させた件の4件の物損事故に係る賠償金でございます。なお、組合の負担分は保険で充当しております。

次に、決算書の34、35ページと決算報告書の41ページをお開きください。2目消防施設費、消防総務課、消防用建物等整備事業、11節需用費、修繕料は、消防本部庁舎非常放送設備交換修繕、消防本部庁舎屋上ほか防水修繕、その他22件分の修繕料等でございます。

15節工事請負費は、吹上分署の非常用自家発電装置交換修繕等に係る工事でございます。

次に、指令課、通信指令事業、18節備品購入費は、消防緊急通信指令施設等の機器を更新したものでございます。

決算報告書は42ページをお開きください。警防課、消防自動車等整備事業、18節備品購入費は、桶川消防署の水槽付消防ポンプ自動車等を更新したものでございます。

その下、救急課、消防自動車等整備事業、18節備品購入費は、北本消防署の高規格救急自動車を更新したものでございます。

その下、鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、15節工事請負費は、鴻巣西分署トイレ等改修工事1,787万5,000円でございます。

次に、決算書の38、39ページと決算報告書の43ページをお開きください。北本消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、13節委託料は、北本消防署庁舎大規模改修工事設計業務委託料等でございます。

決算報告書は44ページをお開きください。4款1項1目斎場費、総務課、28節繰出金1億2,756万6,000円は、組合市負担金9,620万4,000円と財政調整基金繰入金3,136万2,000円の合計額を一般会計

より斎場特別会計に繰り出したものでございます。

次に、5款1項1目公債費、消防総務課、23節償還金、利子及び割引料、償還元金及び償還金利子は、平成6年度から令和元年度までの借入れ分20件分でございます。

続きまして、議案第26号 令和元年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、決算書の54、55ページと決算報告書の47ページをお開きください。

1款1項1目1節斎場使用料は、火葬室、霊安室、待合室、式場及び小動物火葬炉の使用料、合計6,598件分は、前年度に比べ112件の増となっております。

その下、行政財産使用料は、地元自治会が運営している有限会社県央みずほ斎場サービスの売店、自動販売機等の使用料や社会福祉協議会の自動販売機等の使用料でございます。

次に、歳出についてですが、決算書の56、57ページと決算報告書の48ページをお開きください。

1款1項1目斎場運営事業、13節委託料は、県央みずほ斎苑管理グループの指定管理料1億1,371万6,000円でございます。

その下、18節備品購入費は、キャリア台車、棺台車及び遺体保冷库の斎場備品でございます。

次に、28節繰出金の一般会計繰出金は、令和元年11月補正における平成30年度決算剰余金と、令和2年2月補正における令和元年度不用見込額の合計を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。

その下、斎場施設整備事業、11節需用費、修繕料は、火葬炉設備修繕、自動火災報知設備更新修繕などでございます。

以上で議案第21号から26号までの細部説明を終わります。

日高英城議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時47分)



(開議 午前11時10分)

日高英城議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 一 般 質 問

日高英城議長 日程第7、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、11番、菅野博子議員の質問を許可いたします。

菅野博子議員。

[11番 菅野博子議員登壇]

11番 菅野博子議員 菅野博子でございます。通告順に一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染症患者の搬送について、(1)、搬送の実態とその対応について伺います。新型コロナウイルスの陽性者や感染の疑いがある患者に寄り添う救急隊員にとって、常に付きまとうのが二次感染のリスクです。蓮田市消防本部の活動のありようが新聞で報道されました。隊員をコロナから守り、安心、安全に患者を搬送するために、ストレッチャー取付け簡易アイソレーターイーカプセル、これは日本エアテック製ということです。導入の整備を進めているということが報じられました。これは、患者を乗せるストレッチャーの四方に取り付けたフレームをビニールで覆って、隔離空間を作るということです。内側の空気圧を低くして、外部に空気を漏れにくくする陰圧状況で患者を搬送する機械です。3台ある救急車に常備するというです。患者が入る空間の長さは約180センチメートル、幅は約50センチメートル、高さ約70センチというです。患者の頭側から空気を取り込んで、足元側へ陰圧ユニットから排気フィルターを通して外に排出するというです。このフィルターによると、ウイルスの排出を99.99%以上防げるというのです。1台当たり約140万だそうです。この購入費は、政府の地方創生臨時交付金を活用する方針というです。救急救命士の身の安全を確保して、搬送への不安を解消すると思いますので、導入の検討ができるか、お伺いをするものです。

救急車が来るまでの手当など、自治体での講習なども分会を通じてどのぐらい行われているのかということも聞きたいと思います。これは2です。2の応急手当講習会について伺います。

看取り搬送というのが今大変増えているわけです。済生会横浜市東部病院副院長さんという方が新聞報道しているわけですがけれども、日本人は誰しも119番で救急車を呼ぶわけです。ちょっと具合が悪くても呼ぶと。呼びさえすれば何とかしてくれるということですがけれども、これはとても早期発見の場合ではいいわけですがけれども、いわゆる日本の救急搬送は無料です。これは、世界では本当に先進国の中では特に例外だということなのです。アメリカにおきまして、うちの家族にアメリカ人がいまして、聞きますと、ちょっと呼んでも8,000円か9,000円は取られるから、おいそれと救急車は次々呼ばないよということなのですけれども、本当に必要なところに必要な処置がされるのは当然なのですけれども、この済生会横浜市東部病院副院長の山崎さんという方が、要するに死亡による不搬送です。もう命が続かないけれども、とにかくこうした心肺停止で搬送される患者がこのところ増えていて、この病院では50人に1人となっている。いわゆる救急の現場でやり切れないのが、いわゆる看取り搬送ということです。体が温かいので、救急車の中で搬送されても、少しの間は要するに冷たくなならないから、亡くなったというふうにならない状況なわけなのです。だから、なお搬送せざるを得ないという、こうしたことが論理の中にもあるということをおっしゃいました。

(2)で先ほど述べましたけれども、ストレッチャー取付け簡易アイソレーターの導入について、

本消防署でも論議できるのか、これを聞きたいと思います。

それから、2の応急手当講習会についてですけれども、応急手当講習会の実施状況について伺います。いわゆる救急搬送の在り方など自治会で話ができるというのは、大変消防事業を地域から支える上で必要であると思うのです。例えばこの自治会は去年やったよと言っても、役員が毎年替わるものですから、自治会によっては毎年やっても全員に行き届くわけではないということでもありますので、応急手当の講習会の状況についてお伺いをします。

私たちの団地では、先日集会所で講習会を行いました。天神署の方に来ていただきまして、大変きめ細かな説明をしていただきまして、いかに地域で住民同士が命を守る活動が大事なのかということを実感を感じたわけです。AEDがあるわけですが、どこに置こうかということも含めまして、大変有意義な学習会となりました。

(2)として、自主防災組織でのこうした実施で、消防行政をいわゆる地域から支えていけるように、消防署の皆さんが本当に命かけてやっただけというところに、今看取り搬送が増えている中で、医療の提供をなるべく減らして、ケアに重点を移していくという、そうした医療体制が必要であると思うのです。それで、どなたに聞いても本当に最期は病院ではなくて自宅で死にたいと、こういう声が私たちの周りでも多いわけです。消防行政に携わる、こうした場所でこそ住民の皆さんとともに命を守り、最期の人生を全うする。こうした政策を展開できるのではないかと思いますので、今回自治会での実践も含めまして、一般質問させていただきました。答弁をよろしくお願いいたします。

日高英城議長 それでは、順次答弁を求めます。

岡田救急課長。

〔岡田正夫救急課長登壇〕

岡田正夫救急課長 件名1、要旨1、2についてお答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の陽性者及び疑い者の移送については、保健所の業務となっておりますが、保健所から依頼があった場合には救急車で搬送しております。当消防本部が搬送した新型コロナウイルス感染症の陽性者は7名で、救急搬送後に陽性と判明した方が3名、保健所からの依頼による搬送が4名であり、うち2名を新型コロナウイルス感染症等対策用救急自動車で搬送いたしました。当消防本部の対応といたしましては、救急活動において新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、保健所に連絡をして、搬送先医療機関の選定等について指示を受け、埼玉県救急医療情報システムで空床状況を確認後に搬送しております。使用後は、救急車内及び使用資機材のアルコール消毒を実施し、陽性者及び疑い者の搬送に使用した感染防止衣等については、感染症専用の廃棄物として適正に処理しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。ストレッチャー取付け式簡易アイソレーターとは、感染防止のための資機材で、ストレッチャーの四方に取り付けたフレームをビニールで覆い、隔離空

間を作り、内側の空気圧を低く陰圧状態にして、傷病者からの飛沫の拡散を防止することにより、同乗者及び隊員の安全が保たれ、二次感染リスクを低減させるものであります。感染症陽性者及び疑い者の移送は保健所が行う業務とされていることから、埼玉県に確認したところ、県内17の保健所には車椅子用と寝台用のアイソレーターが導入されておりますが、現在まで新型コロナウイルス感染症で使用した実績はないと伺っております。

当消防本部としては、感染症傷病者の搬送に関しては、適切な感染防止対策を講じていることから、現在のところ導入する予定はございませんが、今後は国、県の動向を注視して、適切に対応してまいりたいと考えております。

件名2、要旨1、2についてお答えいたします。初めに、要旨1についてお答えいたします。応急手当講習会は、救急医療及び救急業務に対する住民の理解を深め、救命率を向上させるために、救急現場で応急手当を行う市民等の育成を目的として普及啓発に取り組んでおります。当消防本部の応急手当講習会の実施状況ですが、令和元年中に378回の開催で、受講者数は1万1,380名でございました。内訳としては、成人の心肺蘇生法やAEDの取扱い等を3時間学ぶ普通救命講習会が112回で1,934名、成人、小児、乳児に対する心肺蘇生法、AEDの取扱い、けがの手当てや搬送法等を8時間学ぶ上級救命講習会が6回で120名、住民に対する応急手当の導入講習となる救命入門コースが5回で130名、小中学校、企業及び自主防災組織等の開催する消防防災訓練等で1時間程度学ぶその他の講習会が255回で9,196名となっております。

なお、令和2年については、新型コロナウイルスの影響により、講習会の開催を中止とした期間があったことから、開催数及び受講者数は減少しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。自主防災組織では、成人の心肺蘇生法とAEDの取扱い等を行う応急手当講習会を消防防災訓練に併せて実施しております。令和元年中に自主防災組織で開催した応急手当講習会の内訳は、普通救命講習会が3回で47名、時間を短縮したその他の講習会が58回で2,183名となっております。自主防災組織の開催では、管内住民の皆様が多数参加され、災害時の対応や傷病者が発生した場合の対応について理解を深めていただくよい機会となることから、今後も普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

日高英城議長 菅野博子議員。

11番 菅野博子議員 今何回と答えた中には、例えば天神分署がやるのもこちらに報告が来ている、そういうのを全部捉えて何回という数値であったのか、お聞きしたいと思います。

それから、大変きっちりやっただいていてというのは本当に分かりましたが、市民に一番こういう点について協力していただきたいと、こういう点を言われるのがなかなか消防署としてできないことですよという、そういう条項がありましたら、再質問でお聞きしたいと思います。

自治会も、自治会長さんの考えによってかなり自治会業務以外の特別業務のようにやるわけです

ので、大変自治会としてやるというのは範囲が広がると思うのですけれども、例えばコロナで今時はできませんでしたが、防災訓練のときなどに頻りに消防署の方に来ていただけるように、そういうことも含めまして、こちらから行ける条件を自治会側に与えていただいて、市民の皆さんがどんな立場でも命を守る施策を聞くことができるという、そういう方向性をお聞きしたいと思います。

日高英城議長 岡田救急課長。

岡田正夫救急課長 菅野議員からの再質問についてお答えいたします。

天神分署と言いましたが、県央管内各署所で行っているそれぞれの救命講習についてデータを把握しているところでございます。その内訳を今詳細に申し上げたところです。

それと、市民の皆さんに何が必要かということなのですが、やはり私たちが行けないところです。住民が倒れた場所のすぐそばにいるのは、先ほど言いました住民の応急手当てというのがすぐ始まる必要があるもので、まずは勇気を持って119番をしていただいて、応急手当てをすぐに実施していただくということが。この救急車が向かうまでの8分間の市民の皆様の処置が非常に大事になるということがありますので、そちらのほうを中心に講習のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

日高英城議長 菅野議員。

11番 菅野博子議員 どうしても聞きたいのは、結局今私の団地などでも、なぜ毎年役員が替わるたびにやるかというのは、高齢者が増えているのです。団地全体が一斉に売り出しましたから、住宅給付公社が。それで50年近くたっているのですから、30代で入った人は80になっているのです。若い人があまり子供と住んでいる人が少ないので、そういう中で年を取って、どういうふうになれば我が身を守れるかという、そこら辺に重点を置いた救急救命演習などをやっていただくのが一番必要なのです。ですから、物を運んだり、立ったり、走ったりしなくても、講演、話合い、話す場、それからそれぞれの悩みに応じて答える回数を個別にでもどうやって市民に伝達することできるかという、そういう手法などを消防業務の中で今後、例えば電話で聞けばいいとか、一定区間を区切って自治会がやって、何人かに来ていただくと。訓練までやらなくても。そういういわゆる相談業務みたいなのも、消防行政の中で今後やれるのでしょうか、お聞きします。

日高英城議長 黒沼次長。

黒沼浩二本部次長 高齢者が増えている中で、自主防の訓練をどのようにやっていくか、その相談は消防のほうでしてくれるのかというところでございますけれども、自主防の訓練につきましては市のほうの担当課のほうと調整をしながら、主催者である自主防災会組織の会長さん、それから役員さん等々と事前に十分な調整、こういう訓練をしてほしいとかという要望をお聞きしながらやっているのが実情でございます。そういう中で、議員さんがおっしゃっているようなところが懸念材料

があるとなれば、そういう場合にはこのようにやっていきたいと思いますとかという形で建設的に相談をしながらやっていきたいというふうに考えております。

実際電話の相談もできるのかというところでございますけれども、消防のほうの窓口のほうにご連絡をいただければ、当然電話での対応もさせていただきますし、窓口のほうでの対応もさせていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

日高英城議長 以上で11番、菅野博子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時31分)

————— ◇ —————

(開議 午前11時32分)

日高英城議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

続いて、6番、村田裕子議員の質問を許可いたします。

村田裕子議員。

[6番 村田裕子議員登壇]

6番 村田裕子議員 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして11月議会での一般質問をさせていただきます。

件名1、医療的ケアを必要とする方の把握について、要旨1、医療的ケアを必要とする方の情報を各関係機関と共有されておりますでしょうか。よりスピーディーに、個々のニーズに合った対策を講じることができるようにと、在宅にて医療的ケアを必要とする方の実態調査をし、その情報を各関係機関と共有している自治体があります。埼玉県でも、平成28年に医療的ケア児の実態調査が実施されております。救急要請を受ける消防においては、特に必要となる情報だと思われませんが、そういった情報はどのように把握されておりますでしょうか。

要旨2、組合における今後の方針及び組合市への要望等について考えておりますでしょうか。令和元年4月より、鴻巣北本地域自立支援協議会のこども部会を医療的ケア児の協議の場と位置づけ、コーディネーターを配置するなど、組合市による医療的ケアを必要とする方への積極的関与がある一方、消防への情報共有が不十分と思われる現状、今後の方針や組合市への要望等何かございますでしょうか。

件名2、聴覚障がい者等の通報について。要旨1、Net119の普及状況について伺います。聴覚や言語機能の障がいがある人が、音声を使わず、スマートフォンなどの画面操作で通報するシステムNet119緊急通報システムの導入から6年たっておりますが、本組合における現在の普及状況をお教えください。

要旨2、聴覚や言語機能に障がいがある方の救急搬送における現在の対応と今後の課題について

伺います。山梨県峡北消防本部では、消防隊員が手話をマスターし、筆談ノートを用意するなど、搬送するに際し、意思疎通の強化に取り組んでおりますが、聴覚や言語機能に障がいがある方に対する本組合における現況及び今後の課題がありましたらお教えてください。

以上、お願いいたします。

日高英城議長 それでは、順次答弁を求めます。

岡田救急課長。

〔岡田正夫救急課長登壇〕

岡田正夫救急課長 件名1、要旨1、要旨2については関連がございますので、一括してお答えいたします。

医療的ケアとは、集中治療室等から退院した後の日常的に必要とされる医療的な生活援助行為をいいます。具体的には、在宅による人工呼吸器の管理、中心静脈栄養、胃ろうや経鼻経管栄養、気管切開によるたん吸引等をいい、一般的には家族等が実施しております。消防は、医療的ケアを必要とする方の情報は、救急要請時や救急現場で傷病者から得ることになります。医療的ケアを必要とする方にはかかりつけ医療機関があり、担当医師の管理の下、家族は在宅による医療的ケアを指導されていることから、救急隊は担当医師と連絡を取り、適切に救急搬送しております。こうしたことから、医療的ケアを必要とする方の情報については、各関係機関と共有、要望等は行っておりませんが、当消防本部としては組合市の動向を注視し、必要に応じて調整を図ってまいりたいと考えております。

件名2、要旨1、2についてお答えいたします。初めに、要旨1についてお答えいたします。Net119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚障がい者等が、簡単な操作で消防へ通報を行うことができるシステムです。具体的には、スマートフォンやタブレット等の画面上のアイコンから簡単に通報用ウェブサイトアクセスし、火災、救急の別を操作することで、指令室のディスプレイに通報者の自宅の地図が表示される仕組みとなっております。また、外出先からの通報の場合は、GPS機能によって位置情報の地図が指令室に表示され、通報場所を特定することができるようになっております。通報後は、定型文機能によるチャットで、なるべく文字入力に頼らない方法で詳細を確認することとなっております。

Net119の登録等につきましては、各組合市が窓口であり、詳細な案内は組合市にお願いしているところです。各組合市の登録者数につきましては、平成25年3月のシステム運用開始時は、鴻巣市17名、桶川市10名、北本市23名の50名で、令和2年10月現在は鴻巣市31名、桶川市17名、北本市29名の77名となり、27名の増加となっております。

また、運用開始から現在までの通報状況につきましては、全部で7件の通報がありまして、その内訳は救急4件、火災の誤報が1件及びテスト通報が2件でした。なお、Net119緊急通報システムの普及につきましては、当組合が発行する「県央だより」や組合ホームページで案内してござい

す。

次に、要旨2についてお答えいたします。聴覚や言語機能に障がいがある方の救急搬送は、現場にいる会話可能な家族や関係者により対応している状況です。関係者等がない場合は、現場の救急隊から手話通訳者を依頼し、現場または搬送先医療機関へ来ていただいております。また、手話通訳者が不在の場合は、体のイラストや文字による訴えを表示したSOSカード、救急隊員の伝えたい言葉を音声入力によると、文字としてディスプレイ画面に表示される多言語翻訳アプリのタブレットや筆談を活用し、対応しております。このような方法を用いて、救急隊はより早く正確な症状の把握に努めております。

現在社会福祉協議会が中心となり、組合市職員、各市手話通訳派遣事業担当者及び当消防本部職員が参加する懇談会を開催しておりますので、救急活動における課題や検討事項が発生した場合には、懇談会等で協議を行い、円滑な連携が図れるよう努めてまいります。

以上でございます。

日高英城議長 村田裕子議員。

6番 村田裕子議員 1回目のご答弁、ありがとうございました。

件名1、要旨1、2で、先ほどご答弁にございましたかかりつけ医療機関へ連絡を取ると教えていただきましたが、かかりつけ医療機関への連絡がつかない場合にはどのような対応となるのでしょうか。

件名2、聴覚障がい者等の通報について、要旨1の2回目です。先ほど周知方法として「県央だより」やホームページで周知と教えていただきましたが、今の60代の方が高齢者になるような近い将来においては、ネットを使える高齢者が増えてくるものと思われ、耳の遠い高齢者に対してもこのNet119緊急通報システムは大変有効なものと考えられますが、残念ながらあまり知られていないのが現状です。そのようなターゲットに対して、今後何か周知方法をお考えでしょうか、お伺いいたします。

日高英城議長 岡田救急課長。

岡田正夫救急課長 件名1、要旨1、2についての再質問についてお答えいたします。

かかりつけ医療機関の担当医師の管理下に置かれていることから、救急隊はまずかかりつけ医療機関に連絡をします。担当医師が不在であった場合でも、カルテ等により傷病者情報は判明することから、かかりつけ医療機関の医師の指示に従っております。なお、対応が困難となった場合は、傷病者の観察結果に基づき、対応可能となる医療機関へ搬送しております。また、傷病者に救急救命処置が必要となる場合は、プロトコールに基づき、さいたま赤十字病院等から指示を受け、救命処置を実施し、搬送しているところでございます。

以上でございます。

日高英城議長 小林指令課長。

小林正士指令課長 件名2、要旨1の再質問にお答えしたいと思います。

現在このNet119緊急通報システムの登録時には、身体障がい者手帳が必要となっておりますが、耳の遠い高齢者の方は所持していないものと思われます。そのようなことなども含め、どのようにしたらよいかを今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

日高英城議長 村田裕子議員の一般質問が終結いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)

(開議 午前11時47分)

日高英城議長 再開いたしますが、ほどよいお時間なので、私の判断で暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)

(開議 午後 零時58分)

日高英城議長 それでは、おそろいのようなので、休憩前に続き、会議を再開いたします。

引き続き、4番、山中敏正議員の質問を許可いたします。

山中敏正議員。

[4番 山中敏正議員登壇]

4番 山中敏正議員 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号4番、山中敏正でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2つの項目に対しまして一般質問させていただきます。

件名1、自衛消防訓練について。火災は、いつ、どんな場所で起こるか分かりません。地震などの災害時だけでなく、ふだんの生活の中でも火災の危険はあちこちに潜んでいます。自宅や学校、時には仕事場で火災が起こることもあります。2017年2月16日に発生した事務用品通販大手アスクルの倉庫で大規模な火災が起きたことを記憶している人は多いのではないのでしょうか。午前9時ごろに火災が発覚し、その7分後には消防隊が駆けつけていたこともあり、すぐに鎮火するものと思われていましたが、二、三日と火は燃え続け、鎮火に至ったのは火災発生から12日後のことでした。

出火後、すぐに従業員が消火器を用いて初期消火を始めたが、火の勢いが勝っていたため、屋外消火栓設備の使用を試みました。しかし、屋外消火栓設備のポンプの起動ポンプが押されておらず、消火に十分な放水量を得ることができませんでした。アスクールでは、消火訓練は行っていました。しかし、消火器を用いた訓練のみで、屋外、屋内の消火栓設備を用いた訓練までは実施されていませんでした。そのため、火災が起きてからとっさに判断し、行動しなければならないことが多くありました。

近年におきましては、商業施設も大型化し、週末になると多くのお客さんでにぎわう店舗が増えてまいりました。いつ何時起こるか分からない火災に対して、通報訓練や実際に消火栓設備を用いた消火訓練はとても重要であると考えます。

そこで、件名1、自衛消防訓練についてお伺いいたします。要旨の1、消防訓練の実施は、管理権限者の義務や防火管理者の責務の中で消防計画を作成し、定期的に各訓練を実施しなければなりませんとありますが、どのような施設を対象にし、その規模はどの程度以上のものなのか、お伺いいたします。

要旨の2、消火、通報、避難訓練の内容及び回数についてお伺いいたします。

要旨の3、訓練時における消防署（職員）の立会いや指導実施についてお伺いいたします。

要旨の4、訓練時に使用する器具と、それに対する貸出しについてお伺いいたします。

続きまして、件名2、ドローン（小型無人航空機）の導入について。近年消防防災分野において、ドローンの導入が進んでおります。ドローンは、空の産業革命とも言われ、多くの可能性を有しており、既に空撮や農業の分野で広く活用されています。消防防災分野においては、主に災害現場において迅速で広範囲な情報収集に効果を発揮することが見込まれ、各消防本部による無人航空機の導入が進んでいます。平成28年の熊本地震では、ドローンによる行方不明者の捜索が行われ、平成29年7月の九州北部豪雨では救急消防援助隊の活動に当たり、ドローンによる道路閉塞状況や立木の流出範囲の確認が行われました。そのほか、平成28年12月の糸魚川大規模火災においてもドローンによる鎮火後の被害状況確認が行われるなど、災害時にドローンが活用されるケースが増えていきます。

埼玉県央広域消防本部のエリアにおいても、ドローンの消防、災害救助での活用として、火災現場の状況確認、水難救助者の捜索、交通事故等の周辺情報の把握、河川氾濫の状況の確認や水難者への救助資材投下など、ドローンの配備は防火、防災や救助活動の機動力を飛躍的に高め、災害救助活動に大きな成果を上げるものと考えます。

そこで、件名2、消防用ドローンの導入についてお伺いいたします。要旨の1、埼玉県内におけるドローンの配備状況についてお伺いいたします。

要旨の2、消防防災分野におけるドローンの活用方法についてお伺いいたします。

要旨の3、ドローン活用のメリット、デメリットについてお伺いいたします。

要旨の4、埼玉県央広域消防本部におけるドローン導入の考えについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

日高英城議長 それでは、順次答弁を求めます。

卯月予防課長。

〔卯月光弘予防課長登壇〕

卯月光弘予防課長 件名1、要旨1から要旨4について順次お答えいたします。

初めに、要旨1ですが、消防訓練は消防法第8条や消防法施行令第3条の2に基づき、管理権限者の義務、防火管理者の責務として消防計画に定め、実施することになっています。対象施設と規模については、防火対象物の用途と収容人員によって、特定防火対象物と非特定防火対象物に分けてご説明させていただきます。特定防火対象物は、不特定多数の方が利用し、火災が発生した場合、人命に及ぼす危険性が高い防火対象物で、劇場、集会場、遊技場、飲食店、物品販売店、ホテル、旅館、病院、福祉施設、保育園など、収容人員が30人以上の施設が訓練対象となります。ただし、宿泊、居住を伴う福祉施設は10人以上が訓練対象施設となります。

また、非特定防火対象物は、特定多数の方が利用、居住、従事する防火対象物で、共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所など収容人員が50人以上の施設が訓練対象となります。

次に、要旨2ですが、防火管理者は防火対象物の用途や規模などの実情を考慮して、消火器の取扱い訓練、119番通報訓練及び避難誘導訓練などの個別訓練、またはこれらを一斉に行う総合訓練を実施いたします。また、特定防火対象物は、消防法施行規則第3条第10項に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することが規定され、非特定防火対象物や通報訓練は消防計画に定められた回数により、年1回以上の訓練を実施いたします。

次に、要旨3、要旨4は関連がございますので、一括してお答えいたします。消防訓練の実施に当たり、職員の派遣を依頼された場合は、あらかじめ日時、訓練内容、資機材などを調整して訓練指導を実施いたします。指導内容は、訓練用の水消火器を用いた消火訓練や屋内消火栓の取扱い、携帯電話からの119番通報や実際に避難器具を使用する場合など使用方法を体得していただき、訓練終了後、講評を実施しています。また、職員の派遣を依頼されない消防訓練では、訓練用の水消火器を貸し出して利用をいただいております。

近年商業施設や物流倉庫などの大規模化に伴い、屋内消火栓や屋外消火栓を使用し、実際に放水する訓練は非常に有効であると考えていることから、職員を積極的に派遣して、指導を実施しています。当消防本部としては、火災が発生した場合、消防用設備などが効果的に活用できるように、今後とも防火管理者からの訓練についての相談や指導に努めてまいります。

以上でございます。

日高英城議長 森警防課長。

[森 正幸警防課長登壇]

森 正幸警防課長 件名2、要旨1から要旨4について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えします。令和2年10月現在のドローンの配備状況につきましては、県内27の消防本部中10の消防本部が所有しております。その内訳ですが、国から貸与された消防本部、または管内に山間部を抱えている消防本部などとなっております。

次に、要旨2についてお答えします。県内で既に運用を始めている消防本部の活用方法としましては、山間部で発生した火災及び登山者の遭難事故での捜索、また水害などの情報収集に活用して

いると伺っております。

次に、要旨3についてお答えします。メリットとしましては、カメラを搭載して上空からの映像により状況を確認できること、危険区域など人の立入りが困難な場所への進入、調査が可能であることなどが挙げられます。また、デメリットとしましては、気象状況の影響を受けやすく、強風時や悪天候の際は運用できないこと、バッテリーを使用しているため飛行時間が短いことなどが挙げられます。

次に、要旨4についてお答えします。当消防本部は、山間部もないなどの地域性から、ドローン導入につきましては現在検討段階に至っておりません。今後も県内でドローンを導入している消防本部の利用状況や課題等を調査、研究してまいりたいと考えます。

以上でございます。

日高英城議長 山中敏正議員。

4番 山中敏正議員 1回目のご答弁、ありがとうございました。それでは、1回目を踏まえて、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

件名1の自衛消防訓練についてでございますが、1つ目といたしまして、県央広域事務組合内における訓練対象施設はどのくらいあるのか、各組合市ごとにお伺いいたします。

続きまして、2つ目といたしまして、訓練の実施状況について、組合市ごとにお伺いいたします。

3点目といたしまして、訓練時における立会いの義務はあるのか、お伺いいたします。

4つ目といたしまして、対象施設で実施されていないところに対しての指導をどのようにされているのか、お伺いいたします。

続きまして、件名2のドローン（小型無人航空機）の導入についてでございますが、1つ目といたしまして、台風による河川氾濫の状況や大型店舗が増える中で大きな災害が発生することが考えられます。その中でドローンの活用が考えられますが、いかがなものでしょうか。

2つ目といたしまして、ドローンの活用を含めた大規模災害時における他の消防本部との連携についてお伺いいたします。

以上です。

日高英城議長 卯月予防課長。

卯月光弘予防課長 再質問にお答えいたします。

初めに、消防訓練対象施設ですが、令和2年3月31日現在、鴻巣市575施設、桶川市490施設、北本市447施設で、合計1,512施設が対象となります。

次に、令和元年度消防訓練の実施状況ですが、鴻巣市501件、桶川市285件、北本市318件、合計1,104件の訓練が実施されました。また、消防職員による訓練の立会い義務はございません。

次に、訓練未実施の防火対象物の指導については、立入検査の際、指導を実施しております。なお、防火管理者によっては訓練の内容や実施方法が分からない場合もありますので、用途、規模な

どを勘案し、最初は個別訓練などの実施しやすい訓練から提案しております。また、消防隊が到着するまでの初期活動が重要となりますので、定期的な反復訓練の重要性を説明し、訓練実施に向けて指導してまいります。

以上でございます。

日高英城議長 森警防課長。

森 正幸警防課長 件名2の再質問にお答えします。

台風による河川氾濫の状況では、台風が通過し、雨や風が収まってから浸水被害等が広範囲に及ぶようなとき、こういったときに状況調査を行うなどが考えられます。また、大型店舗などの大災害ということですが、火災の最盛期にはドローンの活用は非常にちょっと困難ではないかというところで、火の勢いが収まってから被害の状況を把握するなどの情報収集が考えられます。

次に、ドローンを含めた大規模災害時における他の消防本部との連携ということですが、当消防本部の消防力が対応できない場合には、近隣応援や県下消防相互応援、あるいは緊急消防援助隊による広域応援の仕組みにより対応することとなっております。この例は、管外ではありますが、過去には大規模災害の際に応援した消防本部がドローンを持参して、災害状況の把握などの活動をしたという事例もございます。

以上でございます。

日高英城議長 山中敏正議員。

4番 山中敏正議員 これは、質問のご答弁は結構なのですけれども、1回目、2回目の質問をさせていただいて感じたところ等を含めて要望とさせていただきたいと思いますが、令和2年の3月の時点で消防訓練対象施設が1,512施設と、かなりの数があるかと思えます。訓練の未実施の施設に対しての立入検査や個別に反復訓練の重要性と、あと訓練実施の指導を引き続きお願いしたいと思います。

また、ドローンの配備状況も県内27消防本部中10の消防本部が保有し、災害状況の把握などの実例があるとのことですが、使用においてのデメリット等が解消されれば、やはりかなり広範囲において防災の調査等に活躍するのではないかというふうに私は考えております。その辺も考慮していただいて、導入に向けて近隣の消防本部との情報を共有しながら、確認しながら、今後引き続き検討いただければと思います。

以上で私からの一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

日高英城議長 以上で4番、山中敏正議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時17分)



(開議 午後 1時18分)

日高英城議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

続いて、2番、諏訪三津枝議員の質問を許可いたします。

諏訪三津枝議員。

〔2番 諏訪三津枝議員登壇〕

2番 諏訪三津枝議員 議席番号2番、鴻巣市選出、諏訪三津枝でございます。ただいまより2020年11月一般質問を行わせていただきます。

埼玉県は、2008年度の3月、県内7ブロックに分けて市町村の消防の広域化推進計画を策定し、各市町の基本合意を取り付けた後に、協議組織の設立準備に進み、広域組織運営計画を策定後、広域化の実現を図りました。昨年、2019年3月にこの計画の改定を行っています。当組合は、1996年、平成8年に鴻巣、北本、桶川の広域組合として設立して24年たちます。改定埼玉県消防広域化推進計画で当組合を含めた第1ブロックは、さいたま市、上尾市、伊奈町の組合せとなっています。既にさいたま市は広域化しないことを打ち出しています。また、上尾市と伊奈町では、双方で広域化を進めていると聞いております。埼玉県が示す第1ブロックに対する当組合の考え方を伺います。

昨年は、千葉県に甚大な被害をもたらした台風15号で広範囲にわたり停電があり、復旧が長期化しました。停電によって信号機が使えない状態や通信障害、また断水が各地に広がりました。近年地球温暖化による気候変動で大規模な災害発生が起きています。大規模な災害発生に当たって、消防や警察などの救援部隊を全国的に派遣する体制が急速に整備されてきています。

一方、地域の防災対策を日常的に点検、強化し、災害発生時には被災者救助の中心的役割を担う市町村消防の実情は、職員の不足が常態化しているところもあります。広域化することにより、市町村災害対策本部との連携や地理不案内による初動体制の遅れなど懸念されています。防災行政無線の整備を含め、消防職員の増員や消防水利の整備など、消防力を強化することは地域の防災力にとって不可欠です。さらなる広域化が市民の安全につながるのか、不安な点があります。県が推進する広域化の方向に対して、現在までの取組の経過をお伺いいたします。最初に申し上げるべき件名1、要旨1でございます。件名は、埼玉県消防広域化推進計画について、要旨はただいま申し上げましたように、広域化対象市町村の組合せに示された当組合の位置づけはでございます。

以上が壇上での質問とさせていただきます。

日高英城議長 順次答弁を求めます。

千村消防総務課長。

〔千村 茂消防総務課長登壇〕

千村 茂消防総務課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

消防の広域化は、消防体制の整備、消防力の強化に有効であり、平成18年に国が消防組織法を一部改正し、全国の都道府県に対し消防広域化の実現に向けた計画の作成を義務づけました。これを受け、埼玉県では平成19年5月に埼玉県消防広域化推進委員会を設置し、推進計画の作成を進め、

平成20年3月に埼玉県消防広域化推進計画を策定しました。この計画において、県内の36の消防本部を7つのブロックに分け、当組合は第1ブロックとして、さいたま市、上尾市、伊奈町と消防広域化を進めるように示されました。

その後、国は平成25年4月に市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正を行い、消防広域化重点地域の枠組みを創設しました。平成31年3月には、県内の消防は36の消防本部から27の消防本部に再編成されたところですが、引き続き消防の広域化を推進するため、国は基本指針を改正し、県は平成31年3月に埼玉県消防広域化推進計画を改定しました。

当組合の消防広域化の枠組みは、さいたま市、上尾市、伊奈町で変わっておりませんが、さいたま市は既に広域化に加わらない方針を明らかにしております。一方、消防広域化重点地域の枠組みに指定された上尾市と伊奈町は、令和5年4月1日の広域化を目指し、協議を進めている状況です。当組合は、国や県、ほかの消防本部の動向等を見ながら、適正に対処していきたいと考えております。

以上でございます。

日高英城議長 諏訪三津枝議員。

2番 諏訪三津枝議員 では、ただいまのご答弁ですと、広域化が消防力に有効だというご答弁でございまして、第1ブロックの既に上尾市、伊奈町が令和5年の4月1日に広域化をスタートさせるということで協議が進められているというご答弁でございました。メリット、デメリットというのが埼玉県のほうからも示されておりますけれども、広域化することによってメリットは何なのかということと、それに伴ってデメリットは何かということをまず再質問させていただきます。

日高英城議長 千村消防総務課長。

千村 茂消防総務課長 ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

当消防本部が考えている消防の広域化のメリットにつきまして、代表的な3点申し上げます。1点目といたしまして、住民サービスの向上、災害初動体制の強化、効果的な部隊運用などがございます。2点目といたしまして、消防体制の効率化、現場活動要員の増強、救急業務及び予防業務の高度専門化などがございます。3点目、消防体制の基盤の強化といたしまして、高度な資機材の計画的な整備、人事ローテーションによる組織の活性化ができることを考えております。

デメリットといたしまして、慣れない地域で消防活動することになり、当初、地理や水利などの管内の情報を知ろうとするのに時間を要します。さらに、職員の被服、庁舎の文字、表札等の名称変更に係る費用、OA情報システムの統合などに要する費用、消防署員の被服の統一等の細部にわたり一時的な財政負担が予想されます。

以上でございます。

日高英城議長 諏訪三津枝議員。

2番 諏訪三津枝議員 では、再々質問させていただきます。

メリットは、住民にとっては迅速な初動体制などができて、さらに効率化もでき、職員のローテーションもスムーズにいくというようなことだったと思うのですが、デメリットが財政的なものが今言われましたけれども、例えば被服や名称変更に伴う一時的な財政が必要ということと、あとはOAが統合されることによる最初の初期設定の費用がかかるということとでございますけれども、この地域、今第1ブロックとして掲げられているのが上尾市、伊奈町、あとこの広域なのですが、上尾市までですとやはり20キロぐらいあるのでしょうか、全部で。20キロメートルぐらいということで、その中で初動体制が本当にきちんとできるのかが、やはり非常に不安なところだということと、あとは昨年の千葉県の災害時における大規模停電だとか、そういったインフラがまずやられたときに、通信設備やそういったものが寸断されるわけなのですが、そういったときに広くなれば広くなっただけ消防が出向くこと、救急車が出向くことが非常に困難になるのかなというふうに思っているわけなのです。

今回行政報告の中で、これは指令本部の広域化というか、指令本部の共同運用、これを当組合は行わないという決定を出したと行政報告でございましたけれども、指令本部の共同運用も指令だけが共同運用するというので、今私が質問させていただいているのは消防本部そのものが広域化すると。ちょっと内容的に違うかと思うのですが、指令本部を共同運用しないということを決めた理由が、今回の広域化のものちょっと合わないような気がするのですが、そこをちょっと再々質問させていただきます。

日高英城議長 新井消防長。

新井 正消防長 指令共同運用をしない理由ということは、議会の後にまた議員さんにご説明しようと思っていたのですが、やはり7月の議会のときにメリット、デメリットをよく勉強させてもらうというお話をさせていただいたのですが、勉強したところ、経費的、また人目的にもメリットがないと。6本部でやるわけですし、その中で詰めた話までもちょっと時間がなかったというのも理由になるのですが、6本部ぐらいでやるとやっぱりメリットがあったほうがいいのではないかという考えにどこもなると思うのですが、当本部としますとメリットがないということで、参加しないという判断をさせていただきました。

この広域化に関しましては、上尾、伊奈、さいたま市が、県が示した広域化のエリアでありまして、どうしてもさいたま市はやらないと。また、上尾、伊奈が今法定の協議会があって、令和5年4月1日に合併をするというお話を2本部で進めていますので、当消防本部としますと積極的な話し合いはできない状況です。そういう中で、その2本部、上尾と伊奈が合併した後に、またそういうお話が出たときには、またそれなりの勉強をして、お互いに考えていくのも必要なのではないかと今のところ考えております。

以上でございます。

日高英城議長 以上で2番、諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時32分)



(開議 午後 1時32分)

日高英城議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

続いて、15番、諏訪善一良議員の質問を許可いたします。

諏訪善一良議員。

[15番 諏訪善一良議員登壇]

15番 諏訪善一良議員 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、件名1、埼玉県中央広域事務組合の業務に対する姿勢全般について、正副管理者にお伺いをいたします。まず、要旨1、来年は当組合の第6次消防力等整備計画の策定になりますが、今考える重点施策について、3点ほどお示しいただきたいと思います。物事には、大きな計画こそはその準備、そしてその情報収集が必要、大変に重要になってくると思っているからであります。最近、ちょうど今日も今の諏訪三津枝議員さんですか、それからその前の山中議員さんですか、ドローンとか、ちょっと広域的な体制になるような部分の話も多かったかなと思っています。また、大きな災害が去年は15号、19号、千葉のほうにそれまして、この地域は比較的そんな大きな災害はなかったのかなと思っているのですが、そういうときこそ身を引き締めて、こうした災害に備える必要があるのではないかと私は思っています。

ちなみにこの北本市でも防災マップが出ております。いわゆる震災、それから水害、その他の問題が出されております。北本市は比較的高地にあるものですから、意外と洪水のハザードマップはこれだけなのです。極めて簡単なのです。というのは、ほとんど北本の場合は地理的に雨が降った場合のものは、北本市はよく調べますと川がないと。用水だけだと。それも東側は大体鴻巣のほう、桶川のほうへ行っています。南側は大体桶川へ行ってしまうという地理的な要素がありまして、洪水マップはこれだけです、開くと。やはり大災害になったときに、近隣との連携は非常に重要だと思っています。

桶川市さんのマップを見させていただきますと、桶川市は今言った、北本の地形学もあるからでしょう、水につかる部分、かなり多いのです。北本市から2年前でしょうか、大雨が降ったときに江川と桶川はいうのですが、北本市は江川と言わなくて、そこを勝林幹線というのです。幹の川と書くのではなくて、幹の線と書くのです。これがちょうど今度は桶川市のいつも私が取り上げさせていただいた江川、桶川市の西分署の隣を通過して、ちょうど桶川と上尾の境の、通称私たちは樋の爪というのだけれども、そこで今度は荒川に注ぐという形を取っておりますので、どうしてもそういった水害に見舞われやすいと。

それから、多分一番充実するかなと思ったのが鴻巣市さんです、鴻巣市さんの場合は水害ハザ

ードマップですか、水害の部分について、ちょうど忍川が流れて、それから元荒川が流れて、見沼代用水が流れて、ちょっと外れて桶川も共通します、西側に荒川が流れているのです。かなり充実しているなど感じは持っていますけれども、水害ハザードマップは北本市のほぼ面数でいうと8倍あって、大体水に浸る部分が出ているということになっていまして、加えて先ほども議員さんも取り上げられていましたけれども、この防災マップですか、この3倍、昔にもらったのですけれども、よくまとめてあります。さらに、一件一件ですか、みんなの防災手帳ということで、防災に備える、その後、そして個人的なものも含めて出ております。

私は、そういうのも見ますと、せっかくこういう県央という鴻巣、北本、桶川と、こういう大きい中で、そういうものを整備していく必要もあるのではないかという、大前提のこれは質問であるわけですが、それらも含めて長期的にちょっと考えていただきたいということで、この要旨1、本年は当組合の第6次消防力整備計画の策定になるので、この辺を重点的にどういうふうに正副管理者が考えているのかなということでもあります。

要旨2番、まさに災害ですが、台風等を含む豪雨災害に対して、豪雨対策として、近年の出水経過から消防組合としての対策について、現状並びに今後の導入予定の資機材ですね、資機材等。まちづくり、建築、その他の部分については各市の行政の仕事だと思うのですが、結局水が出たよと。そうになったらどこを頼りにするか。やはりプロであるところの消防のところになってくると思っております。昨年も下石戸上菖蒲県道ですか、朝日地区で道路が冠水しました。それで、おとしは江川があふれて、1人の犠牲者が出てしまいました。こういうことに対して、資機材を今どのように捉えて、今後どういうふうに考えているのかということであろうかと思うのです。ここにちょうど先ほど山中議員も言っていたドローンなんかも現状所属で必要ではないかなというふうに感じまして、同じ視点かなというふうに今聞いていたところでございます。その点についても含めてご答弁いただければと思っております。

それから、要旨3、消防として主要道路を含め、どのような冠水対策がありますかということですが。先ほども言ったように、北本市の場合はちょっと高台にありますから、北本市で冠水するところというのは3か所ぐらいしかないのです。一番西端の高尾橋のほう、あと一番南端の桶川の間の江川、東松山県道ですか。それと、あと西側のさっき言った下石戸上菖蒲県道なのです。あとは、基本的には今のところ冠水するような部分はないと。大体その辺が3メートルぐらいかな、多かった場合。という部分になっております。そんなことで、どんな資機材が対応策としてあるのかなということですが。

それから、要旨4番、今言った桶川市、北本市、鴻巣市おのおの防災マップがありますが、これなのですが、3市広域の洪水、地震に対する河川、主要道路マップの作成は考えられませんかということですが。これは、今も言いましたように、各市単独で作っていますから、どうも絵が連携されていないのです。北本も鴻巣も見ていると、大体公立の公民館とか学校が避難場所になっている

のです。学校なんかは、例えば北本市の西側を見ますと、すぐ鴻巣との境に中学校もあるし、小学校もあるわけです。桶川のほうの川田谷なんかを見ると、川田谷のほうも昔の川田谷のものを中心に行っているから、小学校、中学校が真ん中にあるのです。だから、かえって逆に北本市のほうを見れば、近場に西中学校とかあるわけです。そういうところをこういうふうにマップを作って、白地にしてしまうのではなくて、ここに例えば北側であれば鴻巣のほうの小学校、中学校を書いてくれば、避難場所として、これは私は広域性に対応した対策が取れるのではないかというふうに思ったところであります。

そんなことも含めて、3市の広域のこれは洪水も含めてなのですが、もしお考えがあれば答弁していただきたいし、まずこれらを含めて、いわゆる次の第6次の計画はぜひ正副管理者で話し合っていて、現場に方向性を示してもらえたらと思っておるところです。

件名2、埼玉県央広域事務組合の地震対策について正副管理者に伺う。要旨1、予想される綾瀬川断層地域（鴻巣市、北本市、桶川市東側）、いわゆる綾瀬川断層というのだと思っています。これがもし事を起こすと最大震度6ぐらいになると。マグニチュード7.5ぐらいになるのではないかとされておりまして。そんなことで、今まではちょうどこの消防本部ができた頃に綾瀬川断層問題がかなり大きなニュースになっていたのですが、その辺はいかがでしょうかということでございます。

それから、ちょうど僕らが子供の頃でしたから、ちょうど昭和39年、1964年、東京オリンピックの年で新潟大地震があって、橋桁がみんな落ちて、昭和大橋は全部落ちてしまったという部分があったと思うのです。そんなことも含めて、ちょうど新潟大地震が東京オリンピックの年の6月だったでしたか、あったなという感じもあって、例に出してみました。

それから、またそのときにちょうど今度は、そのまた5年前でしたか、一番大きい地震、台風という伊勢湾台風というのがあったと思って、僕らは非常に怖い思いをしまして、かなり家屋も倒壊しましたので、そういうことも含めて、50年ぶり、60年ぶりなのだけれども、そういうことに対しても時代が進んできていますので、想定もした対策をされているのかなという部分も含めて、ちょっと大きめに今回捉えて質問をさせていただいているところでございます。

まず、予想される綾瀬川断層地震、それから東南海地震もされておりましてけれども、それについていかがでしょうか。ちょっと前にもほんのさわりだけは質問させていただいたのですが、ご答弁いただければと思っています。

要旨の2、震災を前に、特に第6次消防力等整備計画策定前に主な管内主要幹線等の統一名称化をしませんかということ。さっきも言いましたように、例えば昨年あふれた江川です。これは、桶川市の皆さんは江川と言えば分かります。ただ、北本市側は江川といいません。勝林幹線というのです。幹のラインの線なのです。川ではないのです。それでもって、深井のほうへ行くと、今度はこっちも谷田用水といって、これも川ではないのです。鴻巣のほうに入って谷田堀になったり、新堀川になったり、それから綾瀬川になったり、元荒川という言い方になっているのです。だから、

例えばの話が江川、北本市の勝林幹線第1、第2、第3というのではなくて、江川上流とか、また名前を並列にするかな。そうすると、情報を北本市民も桶川市民も鴻巣市民も共有できるかなということで、かなりちょっと広範囲な物の見方をして、そしてそれらの災害の対応もできる、そしてそのような情報をつかんでやっていく部分というのは、まさに県央のこの議会しかないのかなというふうに思っています。

そんなことで、今までも広域ということで重点を置いての私は本議会だと思いますので、管理者、また今見た地政学的には桶川、北本、鴻巣、大分近い部分もありますので、それらの地域における認識を含めて、正副管理者にお伺いしたいと思います。

以上をもって第1回目の質問とさせていただきます。

日高英城議長 諏訪議員の1回目の質問が終わりました。

順次答弁を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 それでは、まず初めに正副管理者への質問ということでございますけれども、組合議会でございますので、正副管理者を代表して私のほうで答弁をさせていただきます。

それでは、件名1についてお答えいたします。近年は、今年の台風19号をはじめ、大型の台風や記録的な豪雨などの自然災害により各地で甚大な被害が発生しています。また、新型コロナウイルス感染症への対応や大規模地震の発生が危惧される中、消防に対する期待は高まっており、社会構造の変化に伴う複雑、多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、老朽化した庁舎の建て替えや浸水対策、豪雨災害に対応するための資機材の整備など、管内の実情に即した適切な消防体制の充実強化を図り、各種災害に迅速、確実に対応していきたいと考えております。

要旨1については消防長より、要旨2から要旨4については担当より答弁をさせます。

次に、件名2についてお答えいたします。当組合の地震対策につきましては、過去の震災被害の教訓を生かし、体制、装備及び施設を充実させてきました。大規模な地震が発生した際は、住民への被害が最小限となるよう、消防本部及び消防署は組合市、消防団及び関係機関と連携しつつ、全消防力を投入して火災、救助等に当たることとなりますが、消防力が不足する場合には県、国への応援を要請して、対応していきたいと考えております。

なお、要旨1、要旨2については担当より答弁をさせます。

日高英城議長 新井消防長。

〔新井 正消防長登壇〕

新井 正消防長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

消防力等整備計画では、防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図るため、消防施設及び消防車両の計画的な整備、維持管理の実施のほか、組織体制の強化を目的とした人材育成教育、

火災のないまちづくりのための火災予防対策の推進など、消防体制の充実強化を図り、住民から期待、信頼される消防本部の構築を目指しています。第6次消防力等整備計画については、本年12月頃から消防力等整備計画策定検討委員会を設置し、約1年をかけ策定していく予定です。その委員会において、現在の第5次消防力等整備計画の検証を行い、方針を決めるものと考えております。

現時点での第6次消防力等整備計画の重点施策としては、第5次消防力等整備計画の最終年度である令和3年度から位置づけられている鴻巣天神分署庁舎改築、桶川西分署庁舎の移転、高機能消防指令装置、消防救急デジタル無線装置の更新が考えられます。

以上でございます。

日高英城議長 森警防課長。

〔森 正幸警防課長登壇〕

森 正幸警防課長 件名1、要旨2から要旨4について、順次お答えいたします。

初めに、要旨2についてお答えします。昨年の台風19号の影響により、各地にもたらした甚大な被害を顧みますと、管内においても同様の被害が起り得ると認識しているところです。当消防本部においても、台風等を含む豪雨災害が予想される場合には、消防力を効率的に運用するため災害対策会議を開き、状況に応じて職員を招集し、活動体制を強化し、災害対応に万全を期しております。

現状の豪雨災害対策資機材としましては、全消防署、分署に排水ポンプ11台、各消防署救助隊に救命用ゴムボート3艇、平成29年に鴻巣消防署へFRP製4分割組立て式ボート1艇、令和2年に吹上分署に折りたたみ式救命ボート1艇の計5艇を配置しております。また、活動隊員用としまして、各消防署に水難救助用ウェットスーツ及びドライスーツ、浸水現場などで使用する胴付長靴並びに全消防署、分署に救命胴衣等を配備しております。また、庁舎の浸水対策としましては、令和元年度には吹上分署の自家発電設備の更新に伴い、屋上へ移設し、令和2年度には川里分署の自家発電設備についても更新に伴い、屋上への移設を予定しております。

今後の導入資機材としましては、国から無償貸与される予定の20人乗り高機能救命ボートを鴻巣消防署へ、折りたたみ式救命ボート及び胴付長靴を保有していない署所へ順次整備する予定であります。

次に、要旨3についてお答えします。当消防本部としましては、過去の道路冠水箇所を地図等検索装置で表示し、大雨などにより冠水被害等が予想される場合には事前に巡回確認等を行い、通行止めを道路管理者に依頼しております。なお、通行止め箇所については、組合市と情報を共有し、災害出動に役立てております。

次に、要旨4についてお答えします。当消防本部では、各種災害に対応するため、それぞれに応じて地図を準備しております。大雨や台風の対応には、過去に浸水、冠水している地域や河川被害が発生しやすい箇所を地図等検索装置で管理することで、指令室、署所及び消防車両と情報共有し

ております。また、河川敷での災害対応につきましては、独自の荒川河川状況地図を作成しているほか、主要道路である圏央道の災害対応につきましても、高架部分や地下部分など構造が一般道路と異なることから、消防活動のための独自の地図を作成しております。当消防本部といたしましては、このような取組により災害対応が行えておりますので、3市広域の洪水、地震に対する河川、主要道路マップの作成につきましては、今後状況により研究してまいりたいと考えております。

次に、件名2、要旨1、2についてお答えします。初めに、要旨1についてですが、組合市の地域防災計画では、綾瀬川断層と深谷断層を一体の断層として扱う関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合は、最大震度7と想定されております。また、組合市の地域防災計画にはございませんが、東南海地震を含む南海トラフ地震では、最大震度5弱と想定されております。当消防本部管内での地震災害を含む各種災害につきましては、埼玉県央広域消防本部消防計画と組合市の地域防災計画で整合性を図り、対応することとしております。

震災等の災害発生時の対応策といたしましては、震度5弱以上の地震が発生した場合、非番職員などが参集することで組織的な対応を図ることとしております。さらに、消防長または消防署長の事前命令を規定した警防本部・署隊本部運用要領を策定し、関係各署での事前対策や有事の際の行動を定めております。震災等の非常時におきましては、消防本部には消防長を本部長とした警防本部を設置し、警防体制及び消防本部機能の維持、運営を担い、管内全域の消防力の統制を図ります。また、各消防署におきましては、消防署長を本部長とした署隊本部を設置し、災害対応を図ります。被害の状況により、当消防本部の消防力で対応できない場合は、県下消防相互応援や緊急消防援助隊による広域応援の仕組みにより対応することとしております。

震災対応資機材につきましては、全署所に切断や挟まれを広げる手動式油圧救助器具などを整備し、救助隊には重量物を持ち上げる器具、コンクリートを掘削する器具など、さらに高度救助隊には瓦礫の中の人を探すための電磁波探査装置、地中音響探知機、余震の発生を知らせる地震警報器などの震災に特化した資機材を配備しております。震災への事前訓練といたしましては、震災対応資機材の取扱い訓練や全職員を対象とした非常招集訓練、警防本部、署隊本部運用及び応援隊を受け入れる演習を毎年実施し、災害の対応に備えております。

次に、要旨2についてお答えします。当消防本部管内の河川等につきましては、1級河川のほか、武蔵水路、用排水路、雨水幹線があり、主要幹線は雨水幹線に含まれます。雨水幹線について組合市に確認したところ、雨水を計画的に河川または用排水路等に排水するための水路であり、整備及び維持管理につきましては市の下水道課の事業となっているとのことです。雨水幹線の統一名称化につきましては、雨水幹線事業の担当部局で使用している名称であり、地域で親しまれている名称でもあることから、当消防本部で雨水幹線の名称を統一することは難しいと考えております。当消防本部で使用している地図に雨水幹線の名称が記載されていないものもありますので、今後は地域の目標物として捉え、地図への記載に努めたいと考えております。

以上でございます。

日高英城議長 諏訪善一良議員。

15番 諏訪善一良議員 ありがとうございます、第1回目の答弁。

今私のほうで3点ほどと言いましたが、答弁のほうはどちらかという天神分署、桶川西分署、それからデジタル化ということであったわけですが、どうなのですか。こういう天神分署、かなり古くなってきているし、それからまた桶川の西分署、度々一応水害の出やすいところ、地理的にも桶川市と上尾市のちょうど境となっている場所なのです。ここは当然のことだと思っておりますけれども、これ以外にといいましょうか、これは本来もうすぐに対応しなければならない部分で、今北本の消防署は大規模改修しているのだけれども、第6次ということになると、それ以上の私は今言った、2番目に答弁してくれた震災とか、大洪水に対する施策もあってもいいのではないかとと思うのですが。これが3つだとすると、第6次に対する期待というのが、さっき管理者は期待の話もしていたのだけれども、あまりないのではないかとと思うのですが、どうなのですか。

もう少し50年ぶり、60年ぶり、今震災のほうも綾瀬川断層の問題にちょっと私のほうで触れさせてもらったら、深谷断層とか、もっと大きな北まで行くような、前橋のほう、高崎まで行く話です。まさにこれが動いたら、震度6ぐらいいくのではないかと思いますし、そうすると北本市のマップを見ますと、南側半分が倒壊となってしまうのです。やっぱりそういう部分も入れた、一番先に言ったように、長期的な展望に立ってというのですか。だから、この12月にそれを発足するのだったら、その発足する前にそういう課題等を置いて対応するべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。その辺は多分委員会をつくって、審議会をつくってということだったのですが、この辺はどうですか。管理者、その辺の考えはございませんか。管理者、また副管理者でも結構ですが、そういうような理念といいましょうか、これを持たないと、もう我が消防組合が発足して24年目ですから、ぼちぼちと言ってはちょっとおかしいのですが、そういう理念まで入れて、そして整備を進めていくということだと思っております。その中に、さっきこれは議員さんがあったようにドローンとか、そういうことも入ってくるのではないかとと思うのですが。幸い大規模な地震ということ、東日本大震災、やっぱりこの桶川と北本と鴻巣で災害程度が違うのです。地盤の問題だと思っております。水が出る場所もそうなのです。そういうのも理念がなければいけないと思っております。そのところもやっぱり委員会ではなくて、審議会ではなくて、審議会に諮る理念を、これは管理者が示していただけないか。

それから、豪雨災害についてもそうなのですが、そのような理念から対応策もまずこの第6次に入れていただきたいと思っております。

それから、これもどうも災害対策会議をやったという話だったのですが、これは水害でしょう。各消防署で使うから、一応全体では5艇ほどのいわゆる救助艇というのですか、これが整備されて、非常にいいことだと思っております。最近かなり豪雨が。昔と違って、山とか畑とかがなくなってき

ていますから、雨が降ると途端に雨水を通して、整備されてきましたから、水が急に流れていくと。意外と短い時間に引きはするのですが、こういう災害に対する都心型災害というのですか、こういうのに対しても少し入れて考えるべきではないかと思うのですけれども、この辺もまさにそういうふうな理念がなければいけないかなと思っているのです。

今日も、先ほどの予算決算の中で指摘があったように、自家発電用の今度川里のほうが屋上に持っていく。これはやっぱりそういう理念ですね。理念に基づいて、大きなタワービルなんかだと地下とかにあったものだから、それが浸水してしまっただけで機能しなくなってしまうということです。やっぱりそのような理念をきちっと持たないといけないと思うのです。ですから、そういうふうな部分については、消防長がトップなのだから、現場のトップが消防長なのだけれども、やっぱり管理者がきちっとした理念を示していただきたいと思うところでございます。

それから、あと各国道等の道路については、確かに各市の分担ではあるのです。しかしながら、後の、言葉は悪いのだけれども、後方で市民を守る立場でやるのはやっぱり消防署になってくるのです。ですので、その辺はよく3市と話し合っただけで、冠水するような場所は大体分かるわけですから、冠水した場合はどういう対応をするかと。これは給水車が15台あるのですか。何台もあるから、かなり採用する必要はあるのかなという部分は感じますが、その辺についてはいいのかなと思っています。

それから、あと避難の部分です。さっき言ったように、大体学校だとか公民館が避難場所になっています。そうすると、昔のいわゆるまちづくりだと、まちの真ん中に大体、昔は村だけれども、小学校や何かを造って、学校を造ったのです。ところが、人口が増えることによって、どちらかというともちの外れ、他市のほうが近い部分にできてしまったのです。こういうのなんかは、さっき馬室とか、さっき例の中で言いましたけれども、鴻巣の場合。これも北本と桶川の境に学校がありますから、こういうのはお互いに広域の中で作って行って、さっきも言ったように、こういう地図を作るときに周りを真っ白にしてしまうのではなくて、入れてつくれば、ああ、こっちに馬室の学校があるのだとか、北のところに西中学校があるのだとか。そうしたら、川田谷に住む者もこっちのほうが近いのだとか。そうすれば、そのときに避難活動、その他のほうもしやすくなると。それこそが広域性を発揮するのではないかと。安全、安心ということを原口管理者も度々言われるのですけれども、具体的なそういう対応というものを示していただければと思うのですが、ちょっと漠然としている部分もございまして、それをもって第二次の質問とさせていただきます。

以上、よろしく答弁をお願いいたします。

日高英城議長 原口管理者。

原口和久管理者 それぞれの再質問についてお答えをいたします。

諏訪議員のほうで第6次の消防力等整備計画、これの重点計画、もちろんこれ計画ですので、今後決定は後ほどということになりますけれども、その3点ほどを示してほしいということでありま

したので、当消防本部として一番重要な部分、これがまさに先ほど申し上げましたように、鴻巣の天神分署の庁舎の改築、そして桶川西分署の移転、また高機能消防指令装置の更新、これらの大きな事業、財政的にも非常に多大なる財政出動ということになる、そのように思っております。そういう中で、ほかの部分についてどうなのだというところでもありましたけれども、当然これから第6次、令和4年度からの計画でございます。これは正副管理者として、正副管理者会議の中で、あるいはそれぞれ調整、あるいは検討をするということは当然でございます、今後どういうふうはこの計画をつくっていくかというのは、当然正副と、それから消防職員の皆さんとの連携をしながらいい計画づくり、これをしっかりと進めていきたいなと思っております。

ほかの部分については、担当のほうから答弁をいたさせます。

日高英城議長 黒沼次長。

黒沼浩二本部長 それでは、諏訪議員からの再質問にお答えいたします。

まず、内水氾濫といいますか、大雨が降ったときにすぐ浸水してしまうというところの対応はといたるところですけれども、こちらについては今年の台風19号をはじめゲリラ豪雨とかで、この辺の地域でもすぐに道路が冠水してしまう。あるいは、宅地の中に水が浸水してしまうというのが発生している状況があります。消防本部としても、これに手を打たないといけないということで、ちょっと遅きながらですけれども、今年からまずは吹上分署からなのですけれども、3人ほど、3人乗れる折りたたみ式のボートというものを整備させていただきました。これは、消防ポンプ自動車のほうに積載できるもので、非常に軽量で運用しやすいという、それから運転するのに免許も要らないというものを整備していこうと。これ、どうしてもやっぱり予算がかかるものですから、1年に1つずつぐらい整備していこうという計画でございます。分署に全て配備させていただこうというふうに考えています。

それから、行政報告の中でも報告させていただきましたが、幸い今年国のほうから無償貸与の20人乗りの高機能救命ボートというものを貸与されることになりました。こちらが配備されますと、一度に、今年の川越で老人ホームですか、ああいうところで浸水被害がありましたけれども、ああいったところで一度に多くの要救助者を救出できる資機材を、埼玉県ではさいたま市が昨年貸与されて、今年うちのほうで貸与を受けることになりましたので、そういう国の有利なメニューといいますか、無償貸与とか、そういうものを活用して、資機材については進めていきたいというふうに考えています。

それから、広域の避難というところで市境の避難のご質問がございましたけれども、今年の台風19号のときはたしか吉見町の住民の方が北本市のほうにも避難をされてきたというようなことも聞き及んでおります。広域避難については、関係する市、町、村の部局で話が進んでいるのではないかと思います、その中で消防ができること、例えば実際に逃げ遅れた方を避難誘導するとか、そういうところについては適切に対処してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜

りたいと存じます。

以上でございます。

日高英城議長 諏訪善一良議員。

15番 諏訪善一良議員 管理者、私が申し上げたのは、確かに天神分署の改築だとか、桶川西分署の移転だとかというのは、やっぱり一つの理念に基づいてやっていると思うのです。これはある面においては、今までの一般質問を通して答弁していただいている範囲なのでございまして、第6次と申しますか、またその後、さっきの斎場の契約は5年、5年と10年だったのです。やっぱりその理念というものを聞かせていただきたいという質問をさせてもらったのですが、どうなのですか。

それで、今は、今まで20年間はおかげで比較的無難に過ごしてこれたのだけれども、もっと大きな災害や、そういうことに対してもこういうふうに考えていきたいと。さっき言った、ちょうど山中議員が言ったようにドローンの問題だとか、やっぱりそういう理念があれば、ではそれはいつごろにしようとか、答えが出てくると思うのですが。ちょっと私は理念を伺ったつもりでいたのだけれども、ご答弁されていないので、あったらお答えください。

それから、今救助艇、この間確かに川越の老人施設ですか、すっかり水につかってしまって、非常に大きなニュースになっていましたけれども、今度は20人乗りが国からの貸与があるようですが、今度はそういうものに対する職員さんの教育というのかな、操作の仕方、これから大変になってくると思うのだけれども、その辺は現場のことは消防長がしっかりやっていただければと思っています。

あと、救命胴衣のほうも全部そろえるようなことを言っていたのですが、これはもちろん職員さんだと思っただけけれども、一般の市民用とか、そういうのも、そういう救急用の救命道具とか、そういうものも用意してあるのだったらどのぐらい用意してあるのかなという部分でお聞きするところでございます。

それから、一応最後にお答えになった部分で、確かに去年台風のときに吉見のほうの皆さんが北本に上がってきたと。私は、ここの県央という組合があるのだから、地図を作るのに自分のまちだけを書いて、あとは白地ではなくて、公共施設なんか入れればいいのではないかと思うのです。そうすれば、市境の市民の皆さんも、特にうちの場合は北本だけれども、鴻巣のこの学校が近いよとか、公民館が近いよとか、川田谷の人も桶川だけれども、実は北本のほうの西中学校が近いよとかになってくるわけで、そういう広域性の力を発揮される資料を作られてはいかがですか。今の答弁だと検討ということだったのだけれども、さしてお金もかからないと思うのです。それこそがある部分については子供さんたちも社会勉強というのか、災害勉強というのか、まさに鴻巣市さんがつくられたみんなの防災手帳を生かせると思うのですが。せっかくこれすごくいいなと読ませていただいて、やっぱり鴻巣市さんは北本の兄貴分かなと思っている部分でして、そういう広域性を発揮するためのこういう地図というか、まるきりこれそういう意味においては、行政間でもってせっかく

のハザードマップを作ったけれども、災害とか豪雨というのは各市単位に起きるのではなくて、まさに広域で起きるわけだから、これに対する対応をして、一番頼みの綱が私たちの消防署なものですから、その辺も含めてちょっと答弁していただきたいと思います。その辺は、やっぱり一つの管理者、または副管理者、各地区ごとに地政学が違います。さっきも言ったように、桶川は桶川の地政学があるし、北本には北本の地政学があるし、北本はさっきも言ったように、河川法でいうところの川はないわけです。用水なわけです。これが桶川に流れて、鴻巣に流れとしているわけなのです。こういうところが、少しそういう地政学、歴史に学ぶ部分もあると思いますので、できれば管理者、理念、また各地形がかなり違うので、桶川市の副管理者、北本市の副管理者、答弁できる範囲でご答弁いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

日高英城議長 原口管理者。

原口和久管理者 それでは、第6次消防力等整備計画についての再々質問についてお答えをいたします。

先ほど来私のほうも答弁をさせていただきましたけれども、この計画というのは大変重要な、この当組合の最重要計画でもございます。ですので、議員のほうから3点ほどということをおっしゃっていました。3点の中での重要分野ということを発表させていただきました。まだこれは計画案でもございますので、今後についてはこれらをしっかりと調整をさせていただき、これを完成に向けてのこの事業計画をしっかりと進められるように、議会の皆さんにもご協力いただければなというふうに思っております。

今理念とかというようなお話もございましたけれども、やはりこの第6次の中では施設をしっかりと建て替え、あるいは移転等をしっかりとさせていただいて、そして管内住民の安心、安全のためにしっかりと努力していく所存でございます。

それともう一点、ハザードマップの関係で広域ということをお話をいただきました。もちろん広域行政でやるというのは大変重要なのですけれども、当組合としてどこまでやれるかというのは範囲はございます。このハザードマップの中で公共施設の場所が入っていないとかというご指摘でありますけれども、これらについてはそれぞれの市のほうに私のほうからもお話をさせていただきますけれども、当然今後の広域の避難というのは重要でもございます。そういう中では、当消防本部としてどこまでやれるのがいいのかということもやはり検討しなくてはならない部分もありますし、それぞれの市の防災行政、災害行政というものをしっかりと構築する。これが大変重要ではないかなというふうに思っておりますので、その辺は当組合のほうからそれぞれの市のほうにお話をさせていただきます。

日高英城議長 森警防課長。

森 正幸警防課長 先ほど議員さんから救命胴衣の関係で救急隊等にもということで、現在全部で

91（P. 42「95」に発言訂正）の救命胴衣を整備しております。また、先ほど救命ボート、答弁の中で全5艇と申し上げました。それぞれ6人乗りであったり、3人乗りであったり、それぞれの人数に応じた救命胴衣は救命ボートと同様にセットで用意され、それ以外の、先ほど91と言いましたが、それ以外のものを現場に居合わせている活動隊員が着装できるようになっております。

以上でございます。

〔「議長」と言う人あり〕

日高英城議長 森警防課長。

森 正幸警防課長 申し訳ございません。訂正させてください。

ただいま救命胴衣91と申し上げましたが、95の間違いです。95でよろしくお願いします。

以上です。

日高英城議長 以上で15番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時26分）



（開議 午後 2時38分）

日高英城議長 それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第20号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第8、議案第20号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第20号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第21号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第9、議案第21号 埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第21号 埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第10、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第11、議案第23号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、10、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第23号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第12、議案第24号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第24号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時44分）



（開議 午後 2時45分）

日高英城議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第25号、議案第26号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第13、議案第25号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について及び議案第26号 令和元年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についての2件を一括して議題といたします。

尾崎代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

〔尾崎憲一代表監査委員登壇〕

尾崎憲一代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました代表監査委員の尾崎です。ただいまから令和元年度の決算審査につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました令和元年度埼玉県央広域事務組合の一般会計並びに斎場特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る8月27日に埼玉県央広域事務組合の2階会議室におきまして、保坂監査委員とともに決算審査を実施いたしました。その結果、決算の計数は正確で、内容は正当なものと認められました。

なお、予算の執行状況などにつきましては、お手元の決算審査意見書18、19ページの決算審査意見を御覧いただくということで、ご説明を省略させていただきたいと存じます。

以上でご報告を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

日高英城議長 次に、決算審査報告に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、決算審査報告に関する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時47分)



(開議 午後 2時48分)

日高英城議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

これより議案第25号の質疑に入ります。

初めに、決算書8、9ページから12、13ページまでの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出について質疑に入ります。

初めに、14、15ページの議会費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、14、15ページから20、21ページまでの総務費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、20、21ページから38、39ページまでの消防費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

菅野博子議員。

11番 菅野博子議員 37ページの鴻巣西分署、アスベストです。委託料、13番、アスベスト含有調査業務委託料12万960円、それから39ページ、次の13、これは北本消防署、ここもアスベストで17万3,800円が計上されていますけれども、この中身と対応についてお聞きします。

日高英城議長 佐藤鴻巣消防署長。

佐藤浩一鴻巣消防署長 それでは、37ページの鴻巣消防署、鴻巣西分署庁舎内装材のアスベスト含有の調査業務委託料につきましてご説明いたします。

当初西分署のトイレ工事を行う際に、設計の段階でアスベスト調査が入っておりませんでした。その後の調査で、設計当初からアスベストが壁体等に入っている可能性が疑われるということで、急遽アスベストの含有調査を行った次第でございます。

以上でございます。

日高英城議長 金子北本消防署長。

金子 誠北本消防署長 北本消防署のアスベスト調査に対してお答えいたします。

北本消防署庁舎設計業務に当たりまして、庁舎の事務室及び廊下の床材、それと仮眠室の天井等の建材、こちらのほうにアスベストが含有されているかどうかの調査を実施したところです。それに伴いまして、現在行っている改修工事、これにアスベスト含有建材として適正に処理するよう区分けをして、適切に対処しているところです。

以上となります。

日高英城議長 佐藤鴻巣消防署長。

佐藤浩一鴻巣消防署長 大変申し訳ありません。

うちのほうの鴻巣西分署の調査なのですけれども、トイレの天井のフレキシブルボード、それと廊下の壁の吹きつけ材等にアスベストが含まれているということで判明いたしまして、廊下につきましては手をつけないようにして工事を進めることになりまして、完了しております。

以上でございます。

日高英城議長 菅野議員。

11番 菅野博子議員 そういうことは、手をつけないというのは封じ込めるということ。ほかはアスベストは取ったと、排除したということなのですか。だから、安全に使えますよということなのでしょうか。

日高英城議長 佐藤鴻巣消防署長。

佐藤浩一鴻巣消防署長 鴻巣西分署につきましては、トイレの天井材等につきましては工事のマニフェストに従いまして、石綿作業技術講習の資格を持った者が養生を行った後に除去、適正に処理いたしまして、廊下の部分につきましては入り口の扉を作る際に廊下部分の壁体をいじらないように、入り口等の扉の設置工事を行っております。

以上でございます。

日高英城議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、38、39ページの斎場費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく38、39ページの公債費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく38、39ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、40ページの実質収支に関する調書及び42ページから45ページまでの財産に関する調書の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅野議員。

11番 菅野博子議員 45ページですけれども、一番下に基金となっております。それで、3、基金で(1)、財政調整基金が2億819万3,000円、現在高です。それから、消防施設整備基金が1億6,735万5,000円、斎場施設整備基金が5,482万7,000円、合計で4億3,037万5,000円が基金となっているわけですけれども、基金にしないで、実際のかかる経費に回すと、ため込むよりも必要な経費に回していくという、こうした政策にはならないのか。基金をどの程度ためるのが適切と考えているのか、方向性も含めてお聞きします。

日高英城議長 黒沢次長。

黒沢高志本部次長 まず、消防施設整備基金についてお答えさせていただくのですけれども、消防施設整備基金については消防施設の改修等の特定財源として積み立てているものですから、今後事業が予想されます分署等の建て替えの財源のために積み立てているものでございます。

それと、財政調整基金については、基本的に組合が持っている貯金としては1,800万ぐらいで、剰余金については翌年度とか翌々年度の一般会計予算に取り崩してしまいますので、財政調整基金の運用は、組合は預金を持つよりは、市のほうに負担金をお願いして、貯金を持っていないような財政調整基金の運営をしている次第であります。

以上でございます。

日高英城議長 田中事務局長兼総務課長。

田中啓文事務局長兼総務課長 斎場施設整備基金についてお答え申し上げます。

斎場も開設から20年が過ぎておりまして、今の機能をしっかりと維持していくためには、今20年なのですが、今後30年、60年と計画的に施設を維持していくために改修が必要となります。この年間3,000万円ずつ斎場施設整備基金としてためていくということで議会のほうで決めていただきまして、現在ためているところでこの金額が5,480万7,000円と、元年度ではこの金額がありますが、斎場の大規模改修等のためにためていく基金でございます。

以上でございます。

日高英城議長 菅野議員。

11番 菅野博子議員 税金を払うほうにしたなら、税の単年度決算で必要なものはそのときして、その恩恵を得ている人がちゃんと払っていけばいいのであって、ためなくても、次の年に必要な分は自治体で分けてやっていけば、市民が出した税金はあまねくきっちりと施策として、いわゆる市民に還元していくというふうに思うわけです。ですから、聞いているわけですがけれども、税の単年度決算という民主的原則に照らしても、大変な額というのではないですけれども、要するに市民の皆さんには滞りなく施策としていくという考えの下に送っているという答弁なのですけれども、税の民主的原則の単年度決算ということに関してはどのように感じているのか。別に反対するわけではありませんけれども、お聞きします。

日高英城議長 春山参事。

春山一雄参事 ご承知のように、当組合につきましては組合市の負担金で賄っておるということでございます。一時的に、先ほども消防施設基金につきましては消防施設の建て替え、また移転、斎場につきましては大規模改修があるということですが、一時的な支出でその年だけ組合市に一時的に負担金を多くいただくというようなことはできませんので、負担の平準化ということを考えまして、こういった基金を積み立てていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

日高英城議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号の質疑に入ります。

初めに、決算書54、55ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出について質疑に入ります。

初めに、56、57ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

秋谷議員。

10番 秋谷 修議員 午前中の議案質疑で灯油の件でお伺いしましたけれども、空調に灯油を使ってやっていたらということなのだけれども、将来的にCO₂の削減という環境面で見たときには、いつまでも灯油を使った冷暖房というものはちょっとどうなのだろうなと思うところがあるので、もしそれを電気での、電気だってCO₂を出さないわけではないのだけれども、ダイレクトに燃料油を使うよりかは多分この電気の中には自然エネルギーであったり、原子力であったり、ほかのもうちょっとクリーンな部分も含まれてくるので、そういった面で電気に空調を変えた場合というものは、もし算定ができていたのだしたらお答えしてもらいたいのだけれども。

日高英城議長 春山参事。

春山一雄参事 斎場のほうの燃料ということでございますが、火葬のほうにつきましては従来どおり灯油を使用させていただいています。

空調の関係でございますが、今大規模改修の基本設計を業者に委託して、実施しているところなのですが、その中で従来どおり灯油がいいのか、あるいは議員さんおっしゃるように、CO₂の関係から電気式に変えたほうがいいのかということを検討させていただいております。今年度中にその基本設計のほう上がる予定ですが、今のところで申し上げますと、コストを抑えて安く従来どおりの空調を行うためには、従来どおりの灯油のほうが安価で済むということにはなっておりません。電気式に変えますと、キュービクルの変更も生じますし、天井の空調機を電気式に入れ替えるために天井の改修工事も必要になってまいりますので、費用的にはかなり負担になってくるかなと思います。また、空調のほうも電気に変えますと、基本料が相当上がってきますので、月額の電気の基本料が、年間で一番高い月に合わせて、その基本料が決まりますので、その基本料のほうも電気代が相当高くなるのではないかとということが今想定されております。その辺も含めまして、今設計に委託しておりますので、比較検討して、2月ぐらいにはお答えできるのかなというふうには考えております。

以上です。

日高英城議長 秋谷議員。

10番 秋谷 修議員 もちろん費用対効果ではないですけれども、組合で持つものは先ほどの税の話ではないけれども、各構成市から管内住民の方々の税でなり立つものですから、短期的に見てももちろん単価が安ければいいし、もちろんランニングコストもそれは低ければいいというのは、それはもちろん分かるのだけれども、事地球温暖化というちょっとスケールの大きな話になってくるかもしれないけれども、どんどん脱炭素のほうに向けていく流れになっていると思うのです、国として

は。そういったときには、やはり管内の住民の方々にもある程度ご理解をいただく方向で物事を。大規模改造してすぐ今度はそれを変えないでしょう。逆に言うと、この見直しはすごく重要なことなのです。この先ずっとだから。世界的な流れががらっと変わったときに、それをまた直すというのだと、それはそれでまた結局はかかるものだから。よくご検討いただきたいと思うのだけれども、そういった部分で組合として各構成市のそういったところとよく話をしてもらいたいのも。そういうことが可能なものか。

日高英城議長 春山参事。

春山一雄参事 世の中の流れがクリーンエネルギーに動いているということで、斎場のほうも電気というようなことかと思えますけれども、電気にしますと、先ほど申し上げましたように、コストがかかるということがありますが、どこまでのコストがかかるかというのは、今年度設計の段階でやっております。

また、現在使っています灯油の冷暖房、熱源の発生器、チラーと言いますが、その熱源発生器が当初部品がなくて、すぐにも、もうもたないのではないかというようなお話があったのですけれども、当面、30年ぐらいは大丈夫ではないかということでございますので、今のところの考えですけれども、30年ぐらいをめどに大規模改修を実施していく。今後はクリーンエネルギーということもありますので、そういった電気も考えながら費用対効果も含め検討してまいりたいと思います。

以上です。

日高英城議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく56、57ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、58ページの実質収支に関する調書の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第26号についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第25号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり認定されました。

議案第26号 令和元年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり認定されました。

◎ 議案第27号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第14、議案第27号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第27号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

日高英城議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申しあげました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

結びになりますが、これから一段と寒くなってまいりますので、議員の皆様におかれましては健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

日高英城議長 以上をもって、令和2年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時11分)

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

令和2年11月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
20	埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について	20	11月17日	同 意
21	埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	21	11月17日	原案可決
22	公の施設の指定管理者の指定について	22	11月17日	原案可決
23	令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第2号)	23	11月17日	原案可決
24	令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第1号)	24	11月17日	原案可決
25	令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について	25	11月17日	認 定
26	令和元年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について	26	11月17日	認 定
27	埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	27	11月17日	原案可決

議 長 日 高 英 城

署 名 議 員 村 田 裕 子

署 名 議 員 秋 谷 修